

パーゼルⅡ第2の柱(金融機関の自己管理と監督上の検証)の実施方針について(概要)

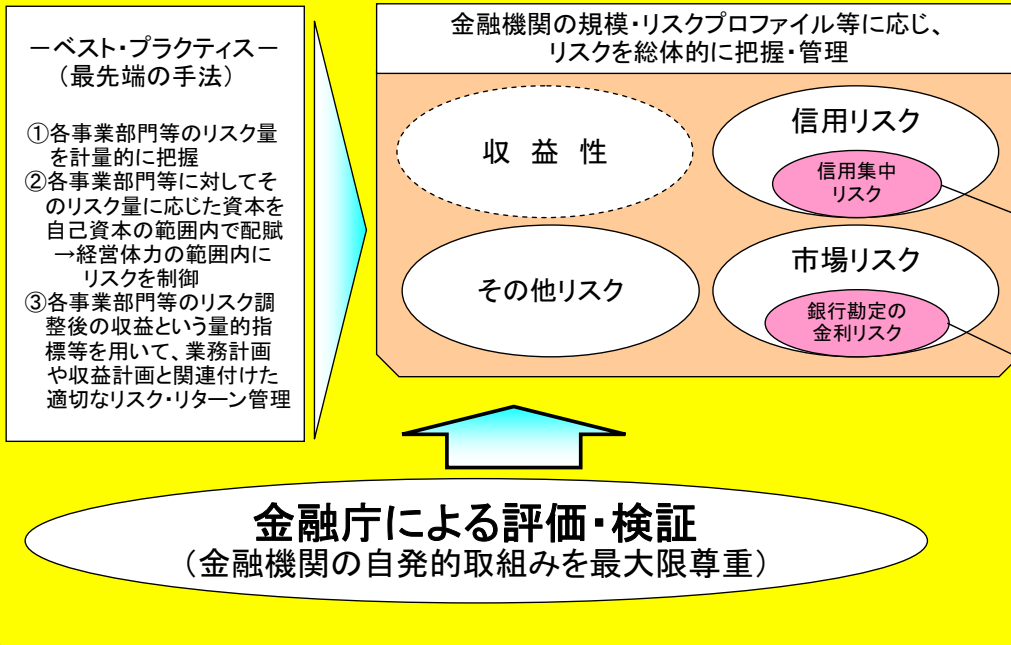
○パーゼル銀行監督委員会『自己資本の測定と基準に関する国際的統一化～改訂された枠組』(2004年6月)

- 原則1: 銀行はリスク・プロファイルに照らした全体的な自己資本充実度評価のプロセス、自己資本水準維持のための戦略を有するべき。
- 原則2: 監督当局は、銀行の自己資本比率、銀行内部の評価・戦略を検証・評価すべき。結果に満足できない場合適切な監督上の措置を講ずるべき。
- 原則3: 監督当局は、銀行に最低所要自己資本比率以上の水準を期待すべきであり、最低水準を超える自己資本の保有を要求する能力を有しているべき。
- 原則4: 監督当局は、銀行の自己資本の最低水準以下への低下を防止するための早期介入を目指すべき。自己資本の維持又は回復がされない場合に早急な改善措置を求めるべき。

(1) 統合的なリスク管理態勢の評価

17年10月: 主要行等向けの監督指針策定、18年3月: 中小・地域金融機関向けの監督指針改正

統合的なリスク管理態勢
— 金融機関の「自己管理型」リスク管理 —



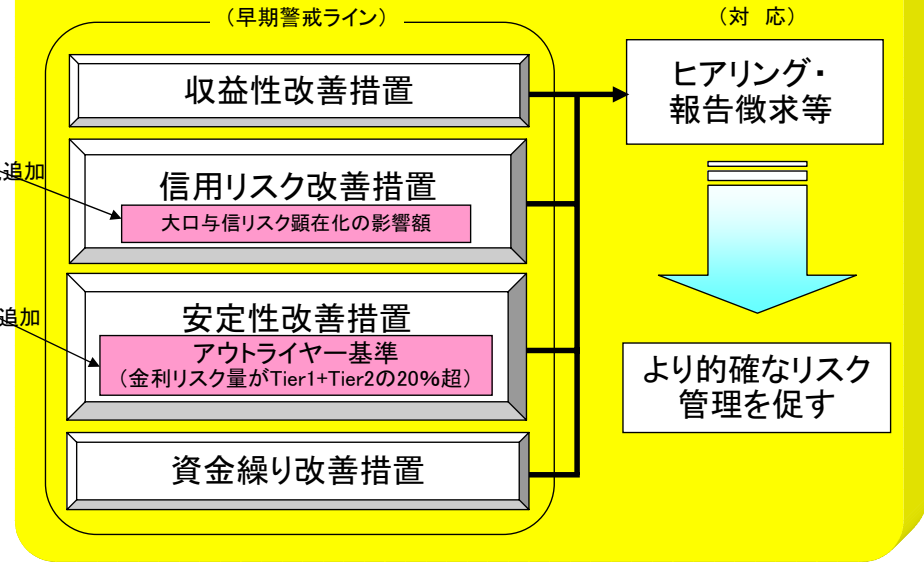
中小・地域金融機関への対応

中小・地域金融機関のうち、規模やリスク・プロファイル等に鑑みて直ちに高いレベルの統合的なリスク管理を求めることが適当でない金融機関には、原則として早期警戒制度に基づく対応を基本とし、その規模、抱えるリスク等に応じ、必要な場合に、適切なレベルの統合的なリスク管理態勢に向けた取組みを促すこととする。

(2) 早期警戒制度の活用

18年3月: 主要行等及び中小・地域金融機関向けの監督指針の改正
18年3月: 「大口与信リスク顕在化の影響」について適用開始
19年4月: 「アウトライヤー基準」について適用開始

早期警戒制度
— 当局による補完的な対応 —



金融市場等へ配慮

早期警戒ラインの基準に該当する場合でも経営が不健全であると自動的にみなされるものではなく、当局が直ちに経営改善を求めるものではない。
改善が必要とされる場合でも、金融市場への影響や中小企業金融の動向等に十分配慮し、改善計画の方法や時期等が適切に選択されるよう特に留意。